

資料 2

教科書採択に関わる基本方針について

平成 27 年度から平成 30 年度までの小学校使用教科書，平成 27 年度の高等学校使用教科書，小・中学校育成学級使用教科書及び総合支援学校使用教科書の採択に関わる基本方針について，以下の基準に最も適したものを，教科書選定委員会の答申を勘案し，採択するものとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に則し，各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 京都市立学校教育課程編成要領に則したものであること。
- 3 一人一人の子どもの学力向上に向け，基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。
- 4 基本的人権の尊重の視点に立ち，人権文化の担い手を育成するとともに，子どもの道徳的实践力を培うものであること。

(平成 26 年 5 月 8 日 教育委員会において議決)